

# 経営者の皆様へ

～消防署への届出について～



消防法令を守って

安心・安全なお店に・・・

## 東山消防署

# お店を始める前に！ ー必要な消防署への届出ー

STEP

1

## 事前相談

お店をオープンすることが決まれば、内装変更などの工事をする前に、東山消防署へ相談に来てください！

お店を始めるに当たり、消防法令や京都市火災予防条例などの基準に適合させなければなりません。内装変更などの工事が終わってから、「基準に適合していないので改修をしなければならない。」という事態にならないよう事前に相談に来てください。

まずは  
御連絡ください！



東山消防署（東山区総合庁舎南隣）

TEL：075-541-0191 FAX：075-531-1999

「新しくお店を始めるので、相談の電話をしました。」とお伝えください。事前相談に必要な物をお知らせします。

## STEP

## 2

## 書類の届出

書類は2部作成し、消防署へ直接届け出てください。1部は控えとして返付します。

(書類は、消防署にあります。また、京都市消防局のHPでもダウンロードできます。)



## ー 基本3点セット ー

## ◆ 防火対象物使用(変更)届出書

詳しくは3ページへ

## ◆ 防火管理者選任(解任)届出書

詳しくは5ページへ

## ◆ 消防計画作成(変更)届出書

詳しくは6ページへ

※このほかに必要な届出書類がある場合があります。

## STEP

## 3

## 立入検査

「防火対象物使用(変更)届出書」を基に、消防職員がお店に行き、検査を行います。

検査の際は、立会いをお願いします。検査終了後に、防火上支障がなければ、「防火対象物使用(変更)届出書」に検査済印を押印して返付します。

# 消防署への届出書類 基本3点セット

※全ての書類は2部作成してください。（書類は、消防署にあります。また、京都市消防局のHPからもダウンロードできます。）

京都市消防局

検索

## その1.「防火対象物使用(変更)届出書」とは？

■京都市火災予防条例第55条に基づき、一定規模の建物やそこに入居する店は「防火対象物使用（変更）届出書」を消防署へ届け出なければなりません。（使用開始の7日前までに届け出てください。）

※ 書類の届出以後、記載事項に変更があれば、変更届として提出してください。

【ダウンロード方法】京都市消防局HPのトップページ→申請・届出・講習→申請・届出（予防関係）

→京都市火災予防規則→防火対象物使用（変更）届出書

第5号様式（第10条関係）

1

防火対象物 使用  
変更 届出書

|                            |                                           |
|----------------------------|-------------------------------------------|
| （あて先）京都市 消防署長              | 年 月 日                                     |
| 届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）<br>電話 ー |

印

表

忘れずに！

京都市火災予防条例第55条 □第1項の規定により防火対象物の使用を開始するので届け  
□第2項の規定により届け出た事項を変更  
出ます。

|       |     |                |
|-------|-----|----------------|
| 防火対象物 | 所在地 | 電話 ー           |
|       | 名称  |                |
|       | 用途  | 消防法施行令別表第1（ ）項 |

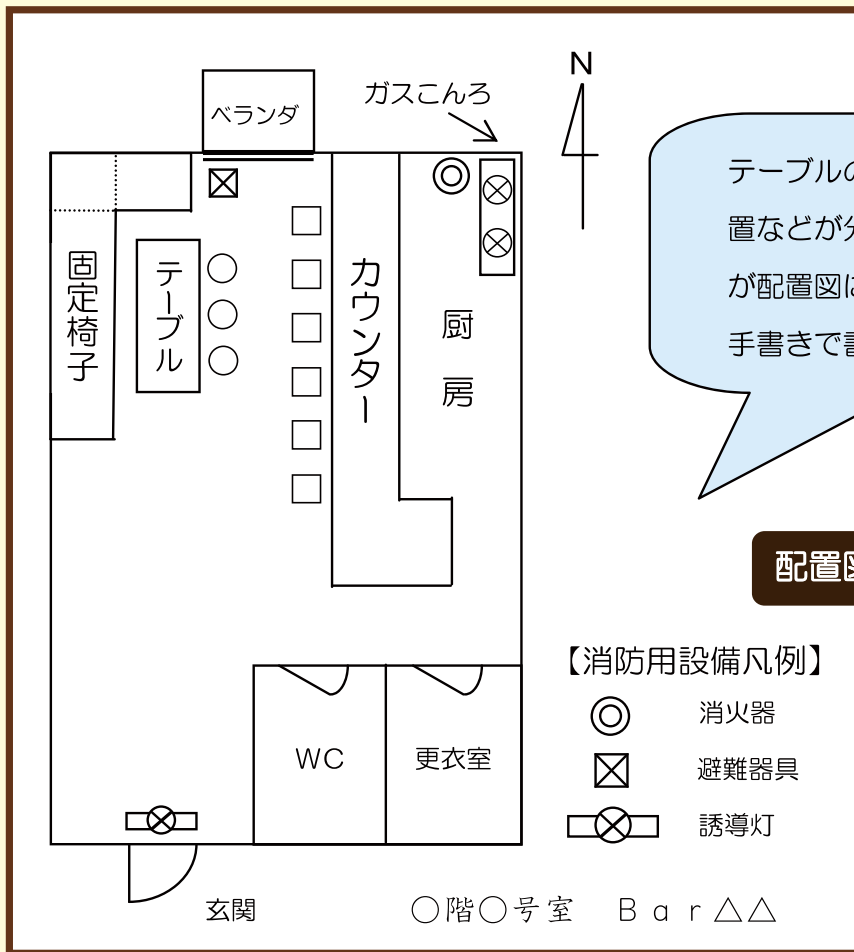
|           |
|-----------|
| 令別表第1（ ）項 |
| 年 月 日     |
| 年 月 日     |
| 平方メートル    |
| 平方メートル    |

|                 |          |        |
|-----------------|----------|--------|
|                 | 今回増築の床面積 | 平方メートル |
| 床面積の合計          | 平方メートル   |        |
| 階 名 階 階 階 階 階 階 |          |        |
| 床面積             | 平方メートル   | 平方メートル |
|                 | 平方メートル   | 平方メートル |
|                 | 平方メートル   | 平方メートル |
|                 | 平方メートル   | 平方メートル |
|                 | 平方メートル   | 平方メートル |

裏



防火対象物使用(変更)届出書にお店の「配置図」を必ず添付してください。また、「付近見取図」「内装仕上表」の添付もお願いします。



テーブルの配置や消防用設備の位置などが分かるもの。消防用設備が配置図に記載されていなければ、手書きで書き込んでください。

配置図（例）

【消防用設備凡例】

- ◎ 消火器
- ⊗ 避難器具
- ⊗ 誘導灯

内装仕上表（例）

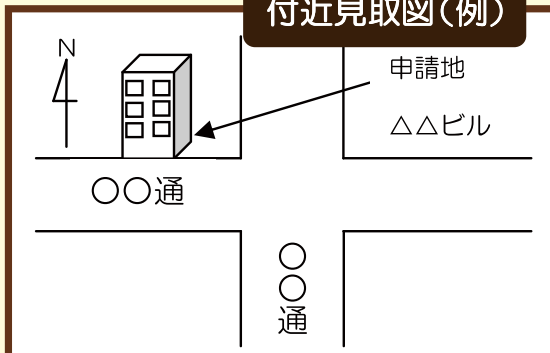
内装

| 室名等 | 下地     | 仕上          |
|-----|--------|-------------|
| 客席  | 石膏ボード  | ビニルクロス（準不燃） |
| 厨房  | コンクリート | タイル         |
| 更衣室 | 石膏ボード  | 布クロス（準不燃）   |
| その他 | 石膏ボード  | 布クロス（準不燃）   |

防災

| 品名       | 使用状況等  |
|----------|--------|
| じゅうたん    | 防災物品使用 |
| カーテン・のれん | 防災物品使用 |

付近見取図（例）



お店で使用するじゅうたん，カーテン，のれんなどは，防災ラベルの付いた「防災物品」を使用してください。また，防災ラベルは取り外さないでください。

防災ラベル（例）



## その2.「防火管理者選任(解任)届出書」とは？

- 消防法第8条により、一定規模の建物やそこに入居する店には「防火管理者」を選任し、消防署へ届け出ることが義務付けられています。

※ 書類の届出以後、記載事項に変更があれば、変更届として提出してください。

- 一般的に、防火管理者になるには、防火管理講習を受講し、資格を取得する必要があります。店の面積、収容人員により受講の種別（甲種・乙種）がありますので、詳しくは消防署へ御相談ください。

【ダウンロード方法】京都市消防局HPのトップページ→申請・届出・講習→申請・届出（予防関係）

→消防法施行規則→防火管理者選任（解任）届出書

### Q. 防火管理者とは？

- A. 火災予防対策と火災時の人命安全を図る責任者です。防火上安全な店になるように努め、消防計画を作成します。また、従業員に対し防火教育を行う必要があります。

### Q. 防火管理講習を受講するには？

- A. 京都市では防火管理講習は「京都市市民防災センター」で開催されます。受講の申込用紙は消防署にあります。また、京都市市民防災センターのホームページからダウンロードができます。受講後に防火管理講習の「修了証」が交付されます。（受講に関する問合せ先：京都市防災協会 075-662-1849）

様式第1号の2の2(第4条関係)

#### 防火管理者選任（解任）届出書

京都市 消防署長 殿

年 月 日

届出者  
住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

下記のとおり防火管理者を選任（解任）したので届け出ます。

|                       |                      |             |      |           |
|-----------------------|----------------------|-------------|------|-----------|
| 防<br>火<br>対<br>象<br>物 | 所 在 地                |             |      |           |
|                       | 名 称                  | 電話 ( )      |      |           |
|                       | 用 途                  | 令別表第1 ( ) 項 | 収容人員 |           |
|                       | 種 別                  | 甲種・乙種       | 管理権原 | 単一権原・複数権原 |
|                       | 区 分                  | 名 称         |      |           |
|                       | ※消防法施行令第2条を適用するもの    |             |      |           |
|                       | ※消防法施行令第3条第3項を適用するもの |             |      |           |
|                       | 氏名・生年月日              |             |      |           |

印

忘れずに！

### 【罰 則】

防火管理者の選任等の届出を怠ったものは30万円以下の罰金又は拘留（消防法第44条第8号）。

防火管理者の選任の命令に違反したものは6箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金（消防法第42条第1項第1号）。

修了証のコピーを  
添付してください

### その3.「消防計画作成(変更)届出書」とは？

- 消防法第8条により、防火管理者は「消防計画」を作成し、消防署へ届け出る義務があります。

※ 書類の届出以後、記載事項に変更があれば、変更届として提出してください。

- 消防計画に記載しなければならない内容は、消防法施行規則第3条に定められています。防火管理講習で配布されるテキストを参考にするか消防署に見本がありますので御相談ください。

【ダウンロード方法】京都市消防局HPのトップページ→申請・届出・講習→申請・届出（予防関係）

→消防法施行規則→消防計画作成（変更）届出書

様式第1号の2（第3条関係）  
消防計画作成（変更）届出書

|                       |        |       |
|-----------------------|--------|-------|
| 京都市                   | 消防署長 殿 | 年 月 日 |
| 防火管理者                 |        |       |
| 住 所                   |        |       |
| 氏 名                   |        | 印     |
| 管理権原者                 |        |       |
| 住 所                   |        |       |
| 氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） |        | 印     |

別添えのとおり消防計画を作成（変更）したの

|           |  |
|-----------|--|
| 防火対象物の所在地 |  |
| 防火対象物の名称  |  |

表紙

忘れずに！

計画内容

#### 消防計画

防火管理者として、防火管理上必要な業務を適正に行います。

自衛消防組織を編成し、通報担当・初期消火担当・避難誘導担当を定めます。

従業員に対し、防火教育を行い、また、消防法令に定められた年2回の訓練を行います。

# ～防火の自主点検（例）～

従業員の方に、防火の点検を毎日するよう徹底してください！

## □ ガスこんろ

- ・ 周囲に燃えやすい物を置いていないか
- ・ 油污れなどがなく、きれいに掃除されているか
- ・ ゴム管は破れていないか
- ・ 閉店時はガスの元栓を閉めているか



## □ 電気器具

- ・ たこ足配線をしていないか
- ・ コンセントにほこりはたまっていないか

## □ たばこの吸い殻の始末

- ・ 水で確実に火を消してから捨てているか



## □ 避難経路

- ・ 避難経路になる階段、通路などの共用部分にお店の物品を置いていないか

## □ 消防用設備

- ・ お店に設置されている消火器・誘導灯・自動火災報知設備の感知器・避難器具などは壊れていないか



## 東山消防署

〒605-0862

京都市東山区清水五丁目130番地の8

TEL：075-541-0191 FAX：075-531-1999